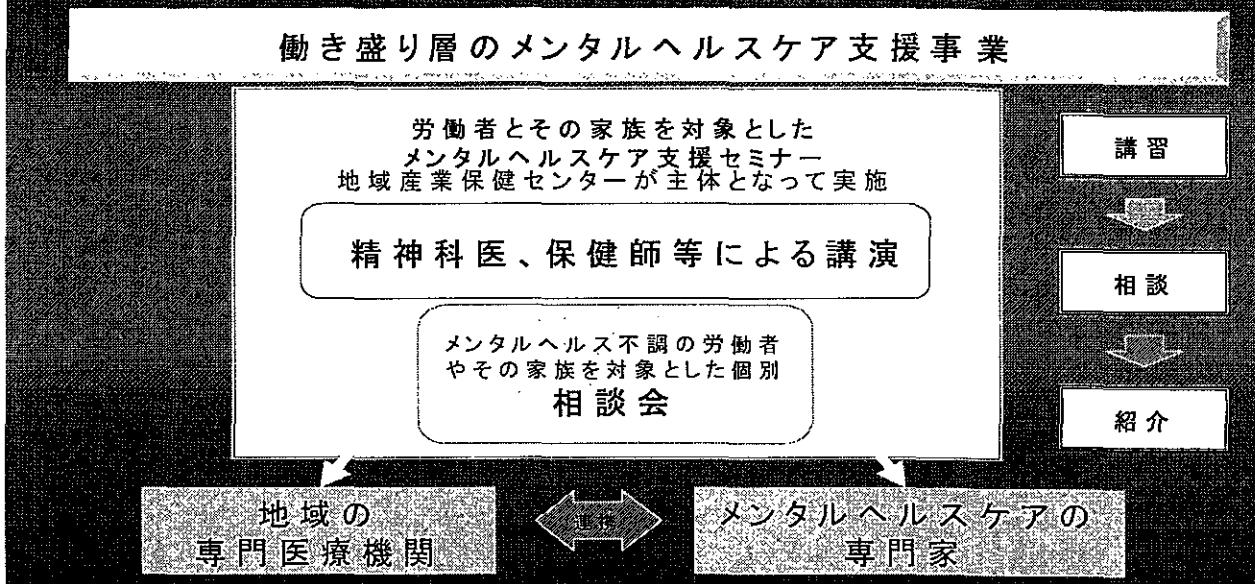


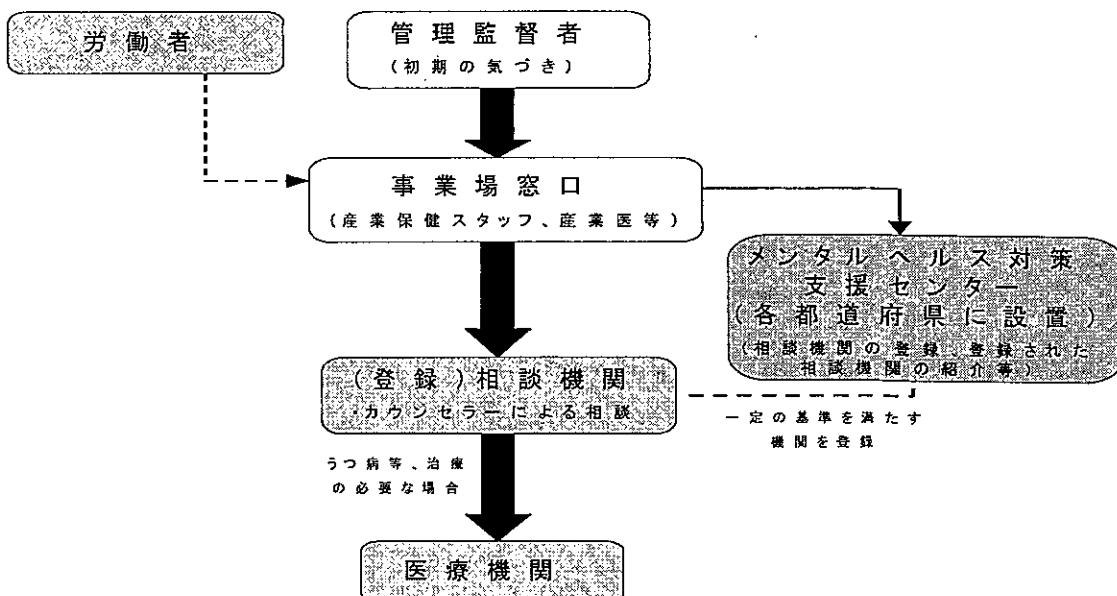
労働者の家族を含めたメンタルヘルス相談実施体制の整備



(2) 課題

- ① 平成 20 年度から、一定の基準を満たす相談機関を登録・公表・紹介する機能などを有する「メンタルヘルス対策支援センター」（平成 20 年度は、都道府県産業保健推進センター内）が設置され、地域におけるメンタルヘルス対策（職域関係）を推進するセンターが、「メンタルヘルス対策支援センター」、「都道府県産業保健推進センター」及び「地域産業保健センター」の 3 つのセンターの体制となつたため、それらの連携や支援体制を明確に位置付けるため、各々の役割分担の明確化やそれらを踏まえた地域におけるメンタルヘルス対策（職域関係）の拠点づくりが必要ではないか。
- ② ①の職域における社会資源と地域障害者職業センター等の社会資源や精神保健福祉センター等の地域保健における社会資源との連携が不十分であり、これらを活性化する必要があるのではないか。（→「地域保健との連携の現状と課題」において検討願います。）
- ③ 面接指導や一般の健康相談、働き盛り層支援事業における相談等において、労働者のメンタルヘルス不調が深刻な状況にあることが把握された場合、適切に、精神科医等に繋げる方策が必要ではないか。
- ④ メンタルヘルス対策において、産業医と精神科医等とのネットワークを強化することが必要ではないか。（→「地域の各種関係者とのネットワークの現状と課題」において検討願います。）

メンタルヘルス・自殺防止のための
事業場外資源を活用した相談、
迅速な医療機関での対応の実施
(早期発見、適切な対応)



<参考>

<産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会報告書（9ページ）>

さらに、今後とも、（中略）より効果のあるメンタルヘルス対策について検討していくことが必要である。

<産業保健活動の推進のあり方に関する有識者会議報告書（11ページ）>

推進センター（都道府県産業保健推進センター）に対する相談件数は年々増加している。相談は、産業保健スタッフのうち労務管理担当者からのものが最も多いが、労働者からの相談も多く、このうち、特にメンタルヘルスに関する相談が増加している。（中略）特に個別のメンタルヘルス不調者に関する相談では、対象となる労働者の状況について専門家の判断がない限り、相談窓口として機能しない。このため、例えば、労働者からの直接の相談に応じることをPRし、積極的に対応する。

<産業保健活動の推進のあり方に関する有識者会議報告書（12ページ）>

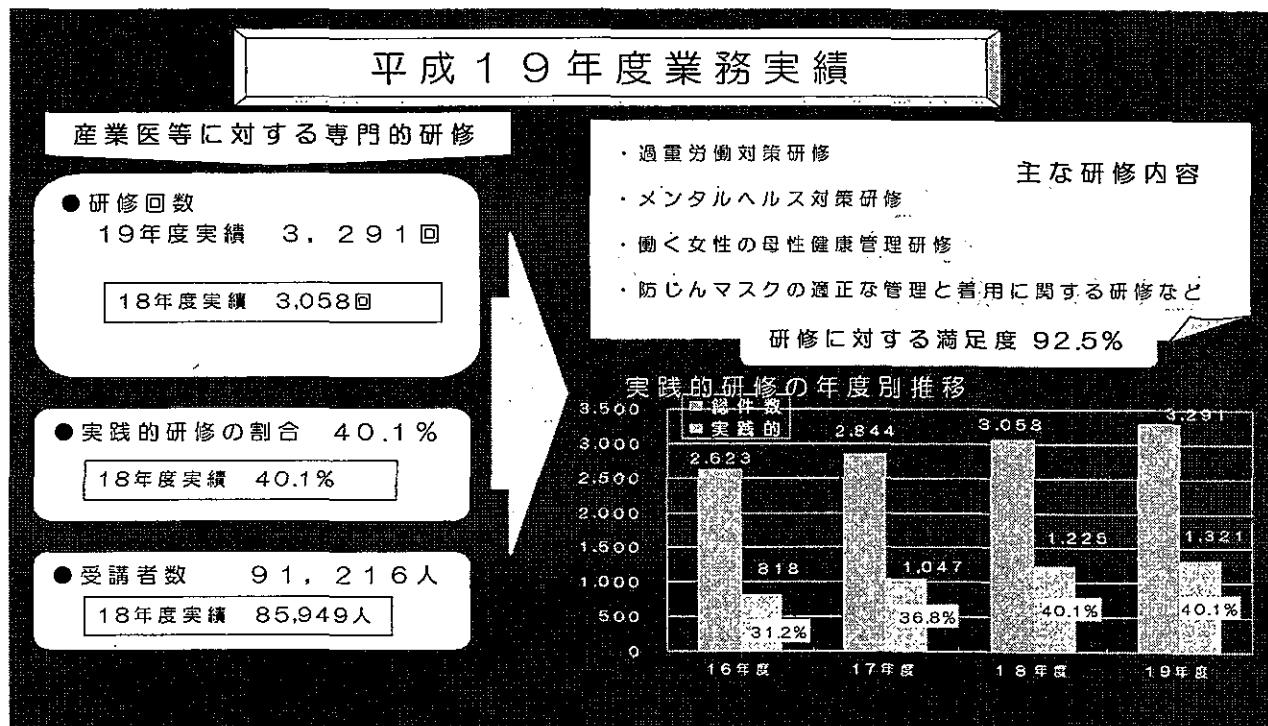
推進センターはそれぞれの地域事情に応じ、都道府県精神福祉協議会、都道府県医師会産業保健部会、日本精神科診療所協会・日本精神科病院協会の各支部、労働局、都道府県の精神保健担当部局等との連携のもと、地域における産業医と精神科医とのネットワークを構築し、交流の場と機会を提供する必要がある。

4 都道府県産業保健推進センターの現状と課題

(1) 現状

ア 事業場の産業保健関係者への支援

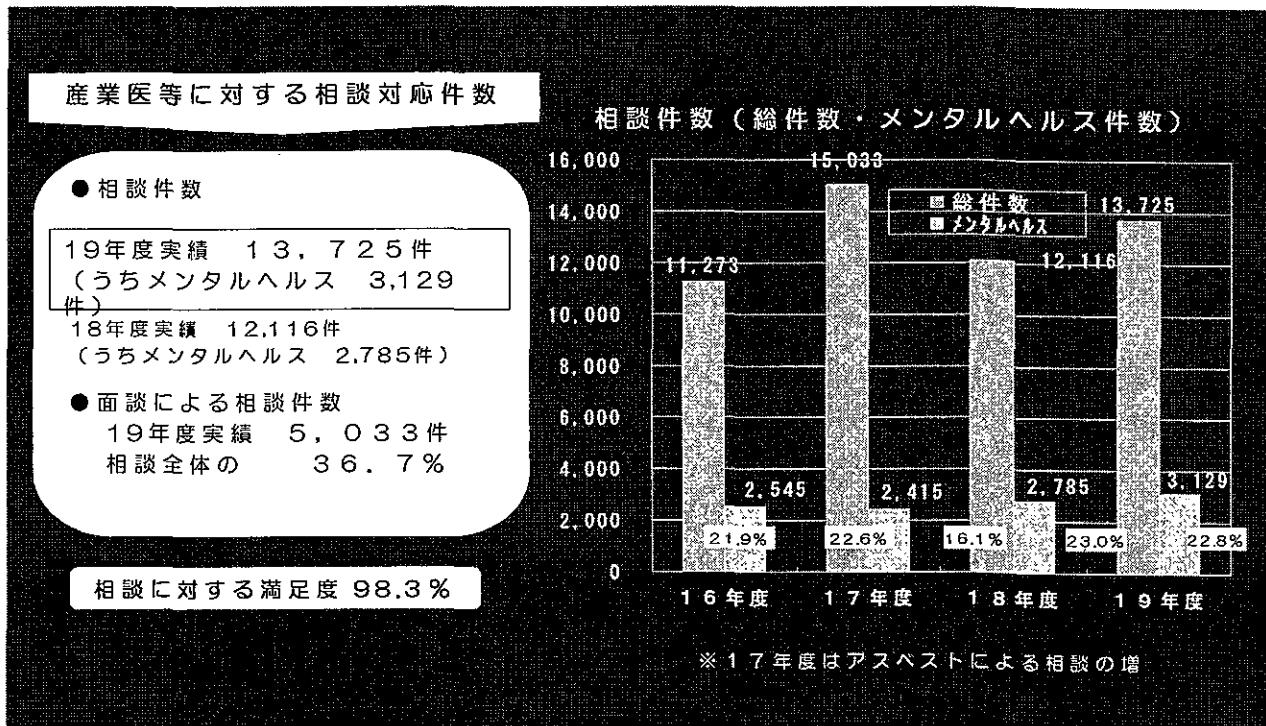
① 研修の開催



② 情報の収集・提供（情報誌・パンフレット等の配布、図書・ビデオの貸出、ホームページ・メールマガジンによる情報発信、調査研究）

③ 相談対応

各推進センターに、6分野の専門家（産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令、カウンセリング、保健指導）で構成される産業保健相談員（非常勤）を配置（全1,296人）



- ④ 広報、啓発（事業主セミナー）
- ⑤ 事業者団体等への支援（研修講師の派遣・斡旋、研修器材の貸与）

イ 助成金の支給

- ・小規模事業場産業保健活動支援促進助成金、自発的健康診断受診支援助成金

ウ 地域産業保健センターへの支援

- ① 地域産業保健センターのコーディネーターに対する研修の開催

地域産業保健センターの活性化のためには、コーディネーターの資質の向上が必要であることから、推進センターが主催して、コーディネーター研修を開催している。（平成19年度 79回開催 参加者860人）

- ② 地域産業保健センターの登録産業医に対する研修の開催

地域産業保健センターに登録されている登録産業医の資質向上のために、登録医研修を開催している。（平成19年度 83回開催）

- ③ 地域産業保健センター運営協議会等への出席

推進センターの職員が、地域産業保健センター運営協議会に出席して、小規模事業場に対する産業保健活動支援に関する協議、支援等を行っている。
(平成19年度 434回出席)

- ④ その他、地域産業保健センターのコーディネーター等からの問合せに対し、推進センターの産業保健相談員等が専門的立場から対応している。

(2) 課題

- ① 都道府県産業保健推進センターにおける域内の地域産業保健センターの活動に対する支援を充実することが必要ではないか。
- ② 地域における産業保健活動の拠点としての役割を明確にする必要があるのではないか。

<参考>

<小規模事業場における健康確保方策の在り方に関する検討会報告書（7ページ）>

産業保健推進センターと地域産業保健センターとの連携の推進により、産業保健に新たに求められるニーズに即応した活動が可能となり、さらには業務の効率化が図られることが期待されることから、今後、両センターがそれぞれの機能の整合性を図り、各地域の産業保健活動を推進していくことが必要である。

<産業保健委員会答申（20ページ）>

小規模事業場における対策は、地域産業保健センターが中心となって、都道府県産業保健推進センター、中央労働災害防止協会、労災病院勤労者予防医療センター等の事業場外資源の支援を受けながら推進されることが望ましい。

<産業保健活動の推進のあり方に関する有識者会議報告書（10ページ）>

以下のような方策により、両センター（地域産業保健センター及び都道府県産業保健推進センター）の連携を強化するための取り組みが必要である。

- ・ 地域センター（地域産業保健センター）活動の好事例や活動のノウハウを共有するため、コーディネーターによる情報交換と交流の機会を提供する。これに先立って、各労働局から地域センターに対する参加勧奨が必要。
- ・ 推進センターが実施しているコーディネーター初任時研修の経験を踏まえ、個別事業場へのアプローチなどコーディネーター活動に求められる要件を明らかにし、その要件に適った人材を確保するよう国に働きかける。
- ・ 地域センターの登録産業医に対して情報交換の場と機会を提供する。
- ・ 地域の特性に応じ、研修及び相談事業を共同開催する。
- ・ 推進センターの地域相談員を登録産業医の指導・助言のため地域センターへ派遣する。
- ・ 地域センターとの連携に係る好事例を示し、全国の推進センターでの展開を図る。

5 地域の各種関係者とのネットワークの現状と課題

(1) 現状

〔「過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会」及び「精神科医等のための産業保健研修会」(平成17年度～平成19年度)実施状況〕参照

ア 産業医に対する過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会の実施

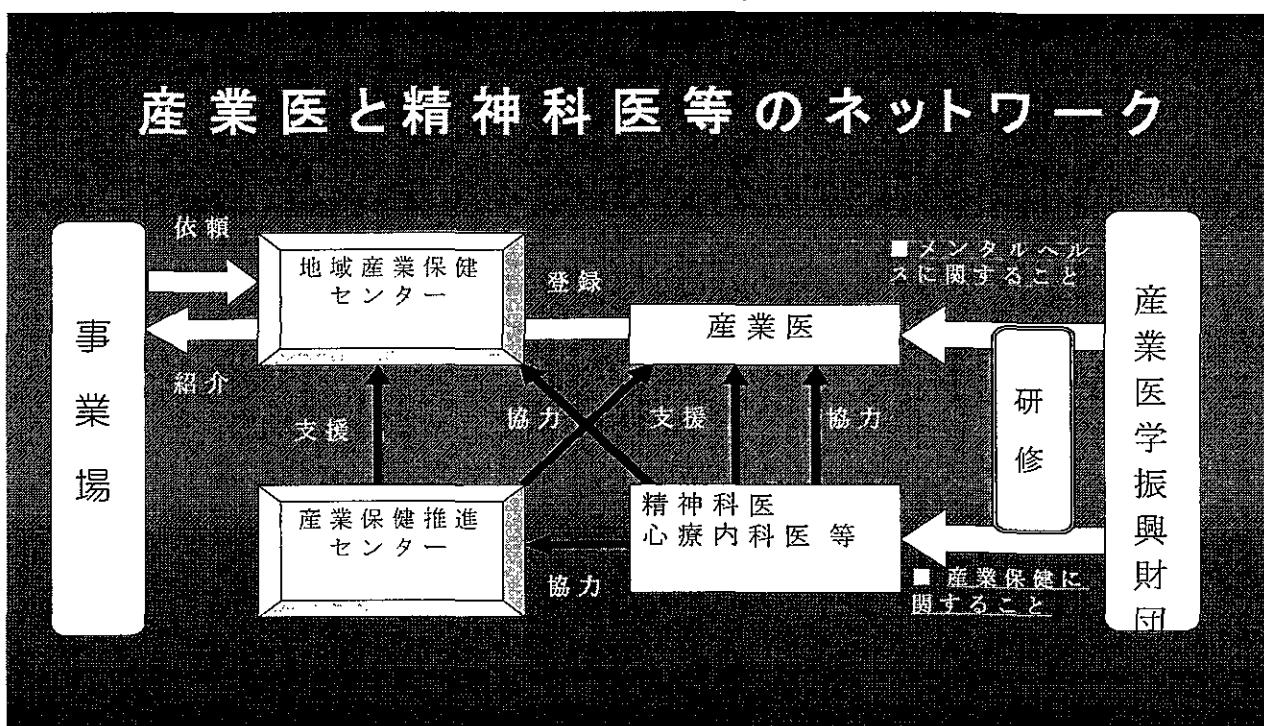
平成17年度～平成19年度において、11,460人修了

イ 精神科医等に対する産業保健に関する研修会の実施

研修受講者のうち、その情報提供に同意した者については、地域産業保健センターに登録。

平成17年度～平成19年度において、1,646人修了

うち、1,131人が登録



ウ 地域産業保健センターにおける保健師の活用実績

平成18年度における保健師の活用 236人(1センター当たり、平均0.7人)

エ 日本医師会認定産業医の状況 (平成20年5月現在、別紙参照)

全国で、74,310人

なお、産業医を選任する義務のある50人以上の規模の事業所数は全国で約14万事業所(総務省「事業所・企業統計調査」(平成16年))